

平成25年5月29日

記

1 25年産稲わら（25年収集）の流通・利用に関する基本的考え方

(1) 調査対象県

① 3月1日付け通知に基づく平成25年産飼料作物のモニタリング調査対象県のうち青刈りトウモロコシ等の単年生飼料作物の調査対象県

岩手県及び福島県

② 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質検査（以下「玄米検査」という。）の対象県のうち、①を除く県

宮城県、茨城県、栃木県及び群馬県

(2) 自粛要請

調査対象県は、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して、県内で生産された25年産稲わら（25年収集）の飼料としての流通・利用を自粛するよう要請する。

(3) 調査

調査対象県は、2（1）～（3）に示す手順に基づいて調査を行う。

(4) 自粛解除

調査対象県は、（3）の調査で得られた放射性セシウム濃度を、暫定許容値と比較し、2（4）に示した方法に基づいて、原則として調査地域毎に自粛の解除を判断する。

(5) 玄米検査の結果との関係

調査対象県は、玄米検査の結果、玄米中の放射性セシウム濃度が食品の基準値（100 Bq/kg）を超え、その出荷が自粛された地域又は生産者の25年産稲わら（25年収集）については、（3）の結果にかかわらず、その流通・利用を自粛する。

(6) その他

調査対象県は、平成25年に作付けされた稲に由来する稲わらについては、極力平成25年中に収集するよう、畜産農家、飼料生産者、飼料販売業者その他飼料を取り扱う者に対して要請する。

2 25年産稲わら（25年収集）の調査の手順及び流通・利用の自粛解除の方法等

（1）調査地域の設定等

- ① 1（1）①の調査対象県は、平成24年に作付けされた稲に由来する飼料（以下「24年産稲わら」という。）のモニタリング調査の結果に基づき、当該県の県域を原則として3か所以上の調査地域に区分する。

なお、これまで得られた畜産物の検査結果、航空機モニタリングの結果、土壌中の放射性セシウム濃度等に基づいて必要があると認められる場合は、旧市町村単位まで細かく区分することができる。

- ② 1（1）②の調査対象県は、3か所以上の調査地域に区分する又は飼料作物中の放射性セシウムの濃度が当該県内で比較的高いと考えられる地域を中心に当該県内全域を一つの調査地域とする。

- ③ 調査対象県は、24年産稲わらのモニタリング調査の結果等に基づいて、25年産稲わら（25年収集）の放射性セシウム濃度が暫定許容値を上回る可能性が著しく低いと考えられる地域においては、流通・利用の自粛及び調査を行わないことができる。

なお、24年産稲わらのモニタリング調査の結果等から25年産稲わら（25年収集）の調査結果が暫定許容値を上回ることが明らかな地域においては、飼料としての流通・利用を自粛するよう要請した上で、調査を行わないことができる。

（2）調査地点

調査地点は、原則として1つの調査地域当たり5点以上設定する。調査地点を設定する際は、調査地域内での地理的な偏りが生じないようにするとともに、1（1）①の調査対象県においては、調査地域内において特に放射性セシウムの濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を調査地点として設定するよう努める。

また、1（1）②の調査対象県においては、当該県内で放射性セシウム濃度が比較的高いと考えられる地域を、重点的に調査地点として設定するよう努める。

（3）採材及び放射性セシウム濃度の測定の方法

25年産稲わら（25年収集）の採材及び放射性セシウム濃度の測定は、「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」（平成23年8月3日付け23消安第2489号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に則って行う。

ただし、原則として刈り取って予乾中のもの又はロール等に調製したもののから採材する。

(4) 流通・利用の自粛解除の方法

自粛解除の方法は、以下のとおりとする。

- ① 調査対象県は、調査地域内の全ての調査地点における調査結果が暫定許容値以下となった場合は、当該調査地域の25年産稲わら（25年収集）について、流通・利用の自粛を解除することができる。
- ② 調査対象県は、調査地域内の調査地点のうち、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った調査地域については、当該調査地域を更に細分化し、細分化された地域（以下「細分化地域」という。）毎に、原則として5点以上の調査地点を新たに設け調査を行い、当該細分化地域の流通・利用の自粛解除の判断を行う。

ただし、上記細分化地域のうち、暫定許容値を上回らないことが調査により確認されている細分化地域については、改めて調査を行わずに、流通・利用の自粛を解除することができる。

なお、一部の調査地点における調査結果が暫定許容値を上回った場合に、調査の対象地域を更に細分化し、調査を繰り返し行うことができる。

- ③ 調査対象県は、調査の結果、暫定許容値を下回った生産ロット（原則として、生産者毎）については、当該ロットに限り、飼料としての流通・利用の自粛を解除することができる。

また、生産ロット毎（原則として、生産者毎）に別途放射性セシウム濃度の検査を実施し、暫定許容値を下回ったことが確認された場合も同様に取り扱うことができる。

3 平成26年に収集する稲わら流通・利用の自粛及び解除等の考え方

平成25年に作付けされた稲に由来する稲わらであって平成26年に収集するものの流通・利用の自粛及び解除等の考え方については、「平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について」（平成25年3月1日付け24生畜第2443号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知）に基づく25年収集稲わらの調査の結果、本通知に基づく25年産稲わら（25年収集）の調査の結果等を踏まえ、別途通知する。